

# 令和4年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名 厚生労働省
対象税目	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">個人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">法人住民税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">不動産取得税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">固定資産税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業所税</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他</span> （地方消費税、都市計画税、徴収規定）	
要望項目名	児童福祉制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>・ 特例措置の内容</li> </ul> 児童福祉制度の在り方について、社会保障審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。	
関係条文		
減収見込額	[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)	
要望理由	<p>(1) 政策目的 児童福祉制度の在り方について、社会保障審議会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>○児童虐待防止対策について、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第58号）附則に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講じる</li> <li>・ 児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講じるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化するとされている。（経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定））</li> </ul> <p>○また、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）附則でも令和2年度及び令和3年度を目途とする検討規定が設けられている。</p> <p>○これらを受け、社会保障審議会において検討を行い、その結果を踏まえて制度の見直しを行うこととする場合には、当該見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる必要性がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ 安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標 1 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子ども・子育て支援を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること 施策大目標 2 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること 施策大目標 3 母子保健衛生対策の充実を図ること 施策大目標 4 ひとり親家庭の自立を図ること
	政策の達成目標	国及び地方公共団体による必要な措置等を通じて、児童の心身の健やかな成長及び発達並びにその自立を図ることその他の児童の福祉の増進等を図ること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	経済財政運営と改革の基本方針 2021 (令和 3 年 6 月 18 日閣議決定) に基づく検討結果等を踏まえ、税制上の所要の措置を伴う児童福祉制度の見直しを講じることにより、より実効性のある児童福祉の増進を講ずることが可能となる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	児童福祉法等の改正により、これらの法律に基づく現行の制度体系に変更が生じる可能性がある。これに伴い、改正後の新たな制度等について、公平な税制上の取扱いをするため、児童福祉に係る税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当である。 また、税制上の措置を講ずることで、児童福祉の増進を実現することができる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	